

## ガス事業法令に基づくガス料金等に関する 規制解除に伴う約款内容変更のお知らせ

平素は鳥取ガス産業をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

当団地は、平成31年3月1日より、ガス事業法令に基づくガス料金等に関する規制が解除されることになりました。

なお、選択約款のお客さまにつきましては、すでに平成29年4月1日付で本規制は解除されておりますので、基本的な供給条件等に変更はございませんが、今回の規制解除に伴い選択約款の内容を一部変更させていただきます。

今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 対象契約種別

- 家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約

### 変更の概要について

- ① 選択約款に記載がない事項（選択約款11.その他）については、ガス小売供給約款を適用いたします。
- ② ガス小売供給約款と記載が重複する事項を一部削除いたします。
- ③ 契約変更年月日：平成31年3月1日

※このたびの変更による、供給条件の実質的な変更はございません。

※変更後の供給条件は事業所等の窓口にてご確認ください。（書面をご希望の際は、下記お問合せ先へご連絡ください。）

※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。変更内容にご承諾いただけない場合は、平成31年2月28日までに、下記お問合せ先へご連絡ください。（担当者がご説明にお伺いさせていただきます）

### 供給条件等の概要について

■料金は「ガス使用量のお知らせ（検針票）」で確認ください。

- ・検針票に記載しているガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m<sup>3</sup>あたりの調整単位料金にガスの使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。なお、調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ・ガス料金はすべて税込込みです。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（3%割増）となります。
- ・ガス料金は、口座振替、払込みその他の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- ・供給条件の詳細は、事業所等の窓口へ掲示しております。（ご希望の際は送付いたしますのでご連絡ください）

■供給施設等の設置工事について

- ・お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス使用契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解約される場合は、これに要する工事費をお客さまに負担していただき、変更又は解約によって生じた損害を賠償していただきます。

■保安上の取扱いについて

- ・お客さまの資産については、お客さまの責任において管理していただきますが、ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。また、お客さまの承諾を得て、内管及びガス機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知します。調査できなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さまの立会が必要となります。

■契約変更時の取扱いについて

- ・当社は、契約期間中であっても、約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の約款に異議がある場合、解約することができます。

### ガス小売り全面自由化について

- ・平成29年4月1日から改正ガス事業法の施行によりガス小売全面自由化になり、原則として都市ガスの供給区域等及び旧簡易ガスの供給地点の独占並びに料金規制が廃止されました。
- ・一方、当団地につきましては、規制解除の要件を満たさず従前の規制が継続されていましたが、平成31年3月1日をもって規制が解除されました。今後は、ガス料金の設定・変更に関する行政手続きが不要となります。
- ・お客さまがガスの使用場所を特定する番号として、「戸別番号（供給地点特定番号）」を設定します。「戸別番号」は、「ガスの使用量のお知らせ（検針票）」などでお知らせいたします。

お問合せ先



0570-04-8822

平日・休日問わず  
9:00～19:00

※電話番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

鳥取ガス産業

ガス小売事業者登録番号：H0046